

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人白老会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・業務執行理事の職務の執行状況報告は自ら行うこと。
- ・社会法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況を理事会に報告することとなっているところ、業務執行理事の職務執行報告について代理の者が報告を行っているものがあつた。</p> <p>ついでには、理事長及び業務執行理事は、職務の執行状況について、自ら理事会に報告すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の16第3項、定款第20条)</p>	<p>業務執行理事が退職する時は、退職前に速やかに理事会を開催することで、職務の執行状況を自ら報告してもらうようにし、代理の者が報告を行わないこととする。</p>
2	<p>理事長の選任が行われていたが、その登記が行われていなかった。</p> <p>ついでには、理事長を決定後、2週間以内に登記を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(登記令第3条第1項)</p>	<p>理事長選任の理事会時に登記が必要なことを確認し合うことで、議事録作成と司法書士事務所への登記依頼を忘れずに速やかにし、理事長決定後の2週間以内の登記の期限を遵守することとする。</p>